

地域包括支援センターだより



(問い合わせ)地域包括支援センター
(役場 健康推進課内) TEL(62) 8222

介護の悩みを一人で抱え込まないで!!

脳血管疾患を発症しても医学や薬の進歩に加え、リハビリにより、後遺症を最小限にとどめ、早期在宅への道が開かれています。

しかし、家庭で出迎える介護者は、自分の老い、健康状態、身体状況など今まで感じなかったさまざまなものを見つめ、『介護を担っていけるのだろうか?』、『生活様式を変えることができるのだろうか?』と不安になり、悩まれる人が多いようです。

実際、脳血管疾患発症後の在宅生活の安定には、介護保険サービスを利用しても数カ月を要し、症状悪化などを繰り返すうち「愛」を見失ってしまうこともあるかと思えます。

「愛」を維持するためには、介護者自身が、介護ばかりに専念するのではなく、好きなことに没頭したり、小旅行などを行い、現状から一時逃避したりし楽しみを持つことがとても大切です。

それに、時折、信頼できる人と会話をもち、愚痴などこぼして、心の荷降ろしを行うことも必要です。

村では、白水高齢者交流センター (Tel(62)9222) に認知症地域支援推進員を配置し、介護される方の相談など対応を行っています。

話を聞いてもらっているうちに心が軽くなったり、妙案が浮かび、道が開けるかと思えますので、ぜひご利用ください。

南阿蘇村商工会

村内事業所の皆さんへ! 中小企業利子補給制度のお知らせ

中小企業利子補給制度とは、村内中小企業の振興を図ることを目的として、村内の事業所の人々が、事業の近代化を促進するための設備資金や、事業運営の資金として融資を受けた際に、村中小企業融資金補給条例により、利子補給を受けることができる制度です。

■設備資金 村内における店舗・宿泊施設などの新築・改装、工場機械、駐車場整備、営業専用車両の購入費など
■運営資金 原材料・商品の購入、賃金など

・利子補給対象者は?

① 村内に住所及び事業所を1年以上有している個人または法人
② 村税を完納している人

※これまで利子補給については設備資金、運営資金共に、個人または法人に対し1回限りでしたが、平成26年1月より施行された条例改正により、既に利子補給を受けたことのある個人または法人についても、利子補給を受けた際、事業計画書に記載した当初の融資期間終了後の融資から、再度利子補給の対象となります。

・利子補給の期間は?

① 設備資金の場合 融資を受けた日の属する月から起算して3年間
② 事業運転資金の場合 融資を受けた日の属する月から起算して1年間

・利子補給の額および算定対象期間は?

① 利子補給金の額 借入人が取扱い融資機関に支払った借受金の利
(延滞金を除く)の内、年利4%以内となります。

② 利子補給の対象額 融資金の内500万円が限度となります。
③ 算定期間 平成26年1月1日～12月31日

・融資機関は?

政府系金融機関、肥後銀行、熊本銀行、JA阿蘇農業協同組合、熊本県信用組合、熊本県内に本店がある信用金庫

・申請の手続き期間は?

第1次申請 9月30日(火)まで
第2次申請 平成27年1月31日(土)まで

※期間内(土・日、祝日を除く)に商工会に申し込みください。
※第2次申請を希望する事業所は、商工会に事前協議をお願いします(予算の関係上)。

(問い合わせ) 南阿蘇村商工会

役員 企画観光課 商工観光係 TEL(62)9435
TEL(67)1112